

## 鳥取県児童生徒用回線確保支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県児童生徒用回線確保支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、児童生徒の1人1台端末の運用が開始されることに伴い、必要かつ適切な通信環境を確保することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、鳥取県児童生徒用回線確保支援事業（以下「補助事業」という。）を行う県内市町村（学校組合を含む）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とする。）とする。なお、補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものを対象とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、鳥取県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の

変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

(施行期日)

附則

この要綱は、令和2年9月4日から施行し、同年9月4日から適用する。

別表(第3条、第6条関係関係)

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助限度額	5 重要な変更
鳥取県児童生徒用回線確保支援事業	県内市町村(学校組合を含む)が、児童生徒の高速通信環境整備を実施するため、令和2年度予算に係る事業について、小・中・義務教育学校に回線を開設する初期導入費用(ケーブル引込み、コンセント設置、ホームゲートウェイ設置に係る工事費、ルーターの購入費等)	10/10	1校当たりの補助対象経費の上限は、100千円とする。	本補助金の増額を伴うもの

様式第1号（第4条、第7条関係）

鳥取県児童生徒用回線確保支援事業計画（報告）書

市町村（学校組合）名 \_\_\_\_\_

1 事業計画（報告）書

（単位：円）

経費区分	事業費	算出基礎	事業費負担区分		備考
			補助金	その他	

2 他の補助金の活用について

（1）他の補助金の活用の有無について、有無のいずれかに○をしてください。

有 ・ 無

（2）「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金にかかる問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

--

様式第2号（第4条、第7条関係）

鳥取県児童生徒用回線確保支援事業収支予算（決算）書

市町村（学校組合）名 \_\_\_\_\_

1 収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	比較増減	摘 要
	円	円	円	
計				

2 支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	比較増減	摘 要
	円	円	円	
計				

様式第 3 号（第 5 条関係）

第 号  
年 月 日

様

職氏名



〇〇年度鳥取県児童生徒用回線確保支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県児童生徒用回線確保支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、 とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、 とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県児童生徒用回線確保支援事業補助金交付要綱（令和 2 年 9 月 4 日付第 202000134519 号教育長通知。以下「要綱」という。）第 3 条 2 項の規定を適用して算定した額と、前記 2 の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。